

## 日・EU経済連携協定の特徴と論点

### — アジアと欧州をつなぐ包括的・先進的な通商ルール —

上谷田 卓

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 本協定の成立経緯と特徴
  - (1) 本協定の成立経緯
  - (2) 主な内容
  - (3) 経済効果・意義
3. 本協定をめぐる論点
  - (1) 自動車・自動車部品の関税撤廃と第三国累積
  - (2) 国内農林水産業への影響
  - (3) EU産ワインの関税と日本産酒類に係る輸入規制の撤廃
  - (4) 農産品・酒類に係る地理的表示（GI）の保護
  - (5) 日本産農林水産品に対するEUの輸入規制
  - (6) 自己申告制度の採用
  - (7) 規格・基準の調和と規制協力
  - (8) 先進的ルール（コーポレート・ガバナンス、補助金）
  - (9) 投資紛争解決手続の在り方
  - (10) 政府調達市場の開放（中核市、鉄道）
  - (11) 電子商取引の保護水準と個人情報の越境移転
4. おわりに

#### 1. はじめに

2018年7月17日、日本と欧州連合（EU）<sup>1</sup>は、日EU定期首脳協議（東京）において、

---

<sup>1</sup> EUは、経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策等の広範な分野で協力を進める政治・経済の統合体であり、2019年2月1日現在28か国が加盟している（ただし、英国は同年3月29日に離脱予定）。

「日・EU経済連携協定（日EU・EPA）」及び「日・EU戦略的パートナーシップ協定（日EU・SPA）」<sup>2</sup>の署名式を行った。安倍総理は、「両協定の署名は、日EU関係をより高い次元に引き上げる価値のある画期的なものである」と強調し<sup>3</sup>、11月6日、その承認を求めて、両協定を第197回国会（臨時会）に提出した。両協定の締結については、11月29日に衆議院本会議で、12月8日に参議院本会議で、それぞれ承認された。

このうち、日EU・EPA（以下「本協定」という。）は、日EUそれぞれにおける締結手続を経て2019年2月1日に発効した。本協定は、英国のEU離脱に向けた動きや米国の「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」<sup>4</sup>からの離脱など、世界に保護主義的な動きが広がる中、自由貿易の推進で一致する日EUによるメガFTAとして、世界経済、ひいては国際経済秩序に与える影響が注目されている。また、TPP<sup>5</sup>と同等に高水準の自由化と包括的な通商ルールを規律するとともに、日本企業の経済活動の実態に対応し得る規定や世界のFTAに類を見ない通商ルールも含む先進的な貿易協定として、その内容や効果に期待が集まっている。一方、乳製品や林産物等のEU産農林水産品の輸入拡大による国内農林水産業への影響が懸念されている。また、様々な分野で厳格な制度を有するEUとの交渉では、協議がまとまらずに課題として残された分野や本協定とは別途に対応することで合意したルールが存在し、日本企業の経済活動に及ぼす影響が注視されている。

以上を踏まえ、本稿では、本協定の成立経緯を振り返るとともに、協定の特徴や経済効果等についてTPPとの比較も交えて概説し、その上で本協定の合意内容をめぐる期待や懸念される影響等について、国会審議における政府答弁等も踏まえて概観する。

## 2. 本協定の成立経緯と特徴

### （1）本協定の成立経緯

日本では、早くから欧州・大西洋経済圏のハブであるEUとの通商ルール作りの重要性や韓国など既にEUとFTAを締結する国の企業と日本企業のEU市場における競争条件を改善する必要性が認識されていた。他方、EUでは、成長著しいアジア・新興国を重要市場と位置付け、特に米国とのFTA交渉が進んでいた韓国との交渉が積極的に進められてきたが、日本とのFTAに対しては、工業製品の輸入増加によるEU企業への影響が懸念され、消極的な姿勢が示されていた。しかし、2010年以降、TPP協定や「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」<sup>6</sup>など、アジア太平洋地域を中心にメガFTAの締結が模

<sup>2</sup> 日EU・SPAは、日本とEU及びEU構成国との間において、政治、安全保障、経済等の幅広い分野における協力を促進し、将来にわたる戦略的パートナーシップを強化するための枠組みを構築する協定である。EUは、第三国との関係強化において、SPAとFTA/EPAを並行して交渉し、締結している。

<sup>3</sup> 外務省ウェブサイト<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1\\_000601.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000601.html)>（平31.2.1最終アクセス）

<sup>4</sup> アジア太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、豪州、ニュージーランド（NZ）、マレーシア、ベトナム、シンガポール及びブルネイ）で自由・公正な通商ルールを構築するEPA。日本は2017年1月20日にTPP協定の国内手続の完了を通報したが、同月30日に米国がTPP協定からの離脱を決定して以降、日米の締結を不可欠とする協定の発効要件の充足の見通しは立たない状況にある。

<sup>5</sup> 本稿において、TPPと表記する場合、米国を除くTPP協定署名11か国でTPP協定の内容を一部凍結する形で成立した「包括的・先進的TPP協定（CPTPP）」（2018年12月30日発効）を含むものとする。

<sup>6</sup> RCEPは、東南アジア諸国連合（ASEAN）10か国とそのFTAパートナー6か国（日本、中国、韓国、豪州、インド及びNZ）によるEPA。2013年5月に交渉が開始され、現在も交渉中である。

索され始めたこと等を背景に、EUにおいてアジア市場におけるEU企業の競争上の不利益を除去する必要性、アジア太平洋地域に高度・包括的な通商ルールを構築する重要性等が認識され、アジアの主要貿易国である日本とのFTAに関心が示されるようになった<sup>7</sup>。

このような経緯を経て、日EU両政府は、世界経済全体の発展に資する高いレベルの協定の策定を目指し2013年4月に本協定交渉を開始したが、双方の優先分野の違い等により合意を目指す時期が繰り返し延期されてきた。すなわち、日本がEUのセンシティブ分野である自動車等の工業製品の関税撤廃・削減を求める一方、EUは日本のセンシティブ分野である農林水産市場や政府調達市場の開放に加え、環境や安全に関する各種規制措置の撤廃・緩和といった非関税措置の削減も求めていることから、交渉は長らく難航した<sup>8</sup>。

しかし、英国のEU離脱に向けた動き、米国のTPP協定離脱、新興国による市場わい曲的な措置（産業補助金の支出、技術移転の義務付け等）など、世界に広がる保護主義的な動きを背景に、自由貿易を重視する日EU両政府は、本協定交渉の加速化を累次の機会に確認した。例えば、2017年3月の日EU首脳会談（ブリュッセル）では、安倍総理より、「自由貿易の旗を掲げ続けることが重要であり、早期に大枠合意し共に世界に範を示していくべき」との認識が、また、トウスク欧州理事会議長より、「日EU・EPAは双方の経済関係を大きく活性化するものであり、包括的でバランスのとれた合意を早期に実現すべき」との認識がそれぞれ述べられるなど、交渉妥結に向けた強い決意が示されている<sup>9</sup>。

日EU両政府は、2017年7月6日の日EU定期首脳協議（ブリュッセル）で交渉の大枠合意を確認し、12月8日の日EU電話首脳会談において交渉の妥結を確認した。その上で、2018年7月17日の日EU定期首脳協議（東京）において、本協定の署名式を行った。

## （2）主な内容

### ア 物品市場アクセス

本協定における最終関税撤廃率（品目数ベース、以下同じ。）は、日本が約94%、EUが約99%となった<sup>10</sup>。品目別ではEUがほぼ全ての品目の関税撤廃を約束した一方、日本が工業製品の100%、農林水産品の約82.3%の品目の関税撤廃を約束した。日本の関税撤廃率は、締結済みのEPAで最も高いTPP（約95%）とほぼ同じ水準となる<sup>11</sup>。

日本は、工業製品の輸出について、EUへの主要・高関税輸出品目である自動車（現行税率：10%）の8年目の関税撤廃と自動車部品（現行税率：約2～8%）の91.5%の

<sup>7</sup> 田中友義「日・EU通商関係と日・EU経済連携協定」長部重康編著『日EU経済連携協定が意味するものは何か』（ミネルヴァ書房、2016年）89～118頁、渡邊頼純「日EU・EPAの意義－普遍的価値を共有する自由貿易地域の構築－」石川幸一ほか『メガFTAと世界経済秩序』（勁草書房、2016年）33～48頁

<sup>8</sup> 安田信之助「日EU・EPAと日本の通商戦略」『城西大学経済経営紀要』36号（2018年1月）1～28頁、田中友義「日・EU・EPA交渉の経緯と争点」馬田啓一ほか『メガFTA時代の新通商戦略』（文眞堂、2015年）53～68頁

<sup>9</sup> 外務省ウェブサイト<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1\\_000312.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000312.html)>（平31.2.1最終アクセス）

<sup>10</sup> 日本は最新の2017年HSコード、EUは2012年HSコードに基づく関税撤廃率。「HSコード」とは、物品を輸出入する際の品目分類に用いる「輸出入統計品目番号」を意味する。

<sup>11</sup> TPPの関税撤廃率は、当時最新であった2014年HSコードに基づく。品目別では、工業製品が100%、農林水産品が82.3%である。ただし、2014年と2017年のHSコードは品目数が異なり、また、本協定とTPPは交渉相手国も異なるため、その水準を同列に比較することはできない。

品目の即時関税撤廃を実現した。これを受け、韓国E U・F T Aの発効（2011年7月）以降、懸案となってきたE U市場における日本と韓国の自動車メーカーの不利な競争条件の改善が期待されている（3.（1）アを参照）。さらに、本協定には、日本の自動車メーカーのサプライチェーンの実態を踏まえ、自動車の生産に使われる第三国原産の一部部品を対象とし、日本とE Uが共通にF T Aを締結する第三国を原産地を含めることができるとする規定が定められ、その効果が注目されている（3.（1）イを参照）。

一方、E Uからの農林水産品の輸入について、日本は、米を関税撤廃・削減等の対象から除外したが、E Uが対日輸出拡大を目指すソフト系チーズ等の一部乳製品、ワイン、林産物等についてT P Pを上回る自由化<sup>12</sup>を約束した（図表1を参照）。この点について政府は、ほとんどの品目で現行の国内制度を維持したほか、関税撤廃等を約束した品目についても、輸入急増に備えてセーフガード措置や関税割当て等を確保したとしている。

図表1 本協定とT P Pに関する主な約束内容の比較

| 農林水産品 | 日E U・E P A（E U→日本）   | T P P（T P P参加国→日本）   |
|-------|--|--|
| 米     | ・関税削減・撤廃等から除外  | ・米国、オーストラリアに輸入枠を設定   |
| 牛肉    | ・関税（38.5%）を16年目に9%まで削減   | ・日E U・E P Aと同じ   |
| 豚肉    | ・差額関税制度を維持。10年目に従価税（4.3%）を撤廃、従量税（482円/kg）を50円まで削減  | ・日E U・E P Aと同じ   |
| 乳製品   | ・バター等：国家貿易制度及び関税（枠内税率：25～35%等）を維持。枠内税率を削減したE U輸入枠（民間貿易）を設定<br>・ソフト系チーズ：T P Pで関税を維持した品目（例：モッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等）を含む品目横断的な関税割当てを設定。枠内関税（22.4～40%）は16年目に撤廃<br>・ハード系チーズ（例：チェダー、ゴーダ）：16年目に関税撤廃 | ・バター等：国家貿易制度及び関税を維持。枠内税率を削減したT P P参加国向けの輸入枠を設定<br>・ソフト系チーズ：ブルーチーズは関税削減、加工ナチュラルチーズのうちシュレッドチーズ、粉チーズ等は関税撤廃、プロセスチーズは関税割当てを設定<br>・ハード系チーズ：16年目に関税撤廃 |
| パスタ   | ・関税（30円/kg）を11年目に撤廃  | ・関税を9年目に12円/kgまで削減   |
| ワイン   | ・関税（15%又は125円/l）を即時撤廃  | ・関税を8年目に撤廃   |
| 林産物   | ・構造用集材材など10品目を8年目に関税撤廃   | ・関税を16年目に撤廃  |
| 工業製品  | 日E U・E P A（日本→E U）   | T P P（日本→米国）   |
| 乗用車   | ・関税（10%）を8年目に撤廃  | ・関税（2.5%）を25年目に撤廃  |
| 自動車部品 | ・91.5%（品目数ベース）の関税（約2%～8%等）を即時撤廃  | ・87.4%（品目数ベース）の関税（主に2.5%）を即時撤廃   |
| その他   | ・自動車に次ぐ主力分野である一般機械86.6%、化学工業製品の88.4%、電気機器の91.2%を即時関税撤廃（いずれも貿易額ベース）<br>・カラーテレビ（14%）の6年目の関税撤廃  | ・自動車に次ぐ主力分野である家電、産業用機械、化学製品の99%以上を即時関税撤廃（いずれも貿易額ベース）   |

（出所）外務省資料及びT P P等政府対策本部資料を基に著者作成

<sup>12</sup> なお、茂木国務大臣は、本協定とT P Pの自由化の水準について、「個別の品目によって経済連携協定ごとに内容が異なるものがあるが、全体として見れば、T P Pの水準がこれまでの最大限であると理解している」との見解を示している（第197回国会衆議院予算委員会議録第3号10頁（平30.11.2））。

上記の合意のうち、特にEUからの輸入量の多い乳製品や林産物の輸入急増による国内酪農・林産業への影響が懸念されている（3.（2）を参照）。また、ブランド力を有するEU産ワインの関税を撤廃することに対しては、国産ワインとの競合が懸念される一方、国内ワイン市場の活性化への期待が示されている（3.（3）アを参照）。

他方、EUへの農林水産品の輸出については、牛肉、茶、水産物、酒類等を含むほぼ全ての品目の即時関税撤廃が確保された。加えて、日本ワインや焼酎に係る輸入規制など非関税措置の撤廃・緩和に加え、農産品・酒類に係る地理的表示の相互保護も約束された。こうした成果のうち、特に、EUへの日本ワイン・焼酎の輸出拡大、地理的表示の保護による日本産農産品・酒類のブランド価値の向上に対する期待が高い（3.（3）イ及び（4）を参照）。ただし、関税撤廃等を実現した農林水産品の一部には、EU側の検疫措置や輸入規制等を満たせず、日本からの輸出ができない品目が存在し、農林水産品の輸出拡大に向けた障壁となることが懸念されている（3.（5）を参照）。

## イ ルール分野

本協定には、全23章の幅広い分野でTPP（全30章）と同等の水準の包括的な通商ルールが定められた<sup>13</sup>。例えば、原産地の累積<sup>14</sup>を可能とする原産地規則、ネガティブ・リスト方式<sup>15</sup>を採用した透明性のある投資・サービスの自由化、WTO協定の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」よりも高度・詳細な知的財産の保護と利用、国有企業等の事業活動に関する規律等が規定されている。

本協定の多数の規律のうち、原産地規則に輸出者等自らが輸出産品の原産性を証明する「自己申告制度」が採用されたことに対して、本協定の活用を検討する日本企業から協定の利便性の向上に向けた期待が示されている（3.（6）を参照）。また、日EU間の各種規制措置の整合性を確保するための規定や製品の国際規格の作成に向けて協力する旨の規定が定められたことに対する安全なビジネス環境の構築に向けた効果への期待も高い（3.（7）を参照）。さらに、日本のEPAに初めて独立の章として設けられたコーポレート・ガバナンス（企業統治）や補助金に関する規律については、TPPを含む世界のFTAに類を見ない先進的なものとして、その内容や効果が注目されている。

（3.（8）を参照）。こうした内容を踏まえ、河野外務大臣は、「本協定は、高いスタンダードを定めるものであり、自由で開かれ、かつ公正な貿易・投資ルールの21世紀におけるモデルとなるものである」との認識を示している<sup>16</sup>。

一方、投資ルールのうち投資保護と投資紛争解決手続に係る規律が定められなかったこと、及びTPPで約束した以上の政府調達市場の開放を約束したことに対する影響が懸念されている（3.（9）及び（10）を参照）。また、電子商取引の分野においては、その保護水準に加え、本協定と別の枠組みで規律されることとなった個人情報の越境移転に関する枠組みの運用の在り方が注視される状況にある（3.（11）を参照）。

<sup>13</sup> 本協定とTPPに設けられた章の数に差が見られるのはルールの章立ての考え方の違いによるものである。

<sup>14</sup> 本協定に基づく関税の撤廃・削減等の待遇の適用を認めるための原産地規則には、原産品の累積と生産行為の累積との双方が利用可能な、いわゆる「完全累積制度」が採用されている（第3.5条）。

<sup>15</sup> 原則全ての分野を自由化の対象とした上で、自由化を留保する分野を附属書（留保表）に列挙する方式。

<sup>16</sup> 第197回国会衆議院本会議録第7号（平30.11.20）

### (3) 経済効果・意義

民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有するEUは、日本の重要なグローバルパートナーであるとともに、総人口約5.1億人、世界のGDPの約22%、日本の輸出入総額の約11%を占める主要な貿易・投資相手である<sup>17</sup>。世界経済を牽引する日本とEUにより形成される経済圏は、GDP及び貿易額ともに世界第1位の米国や同第2位の中国の規模を上回り、また、他のメガFTAと比較しても遜色のない規模にある（図表2を参照）。特に、世界の貿易額に占める割合については、日本の参加するメガFTAの中で最も大きい水準にある。

本協定の意義について、河野外務大臣は、「世界中で保護主義が広がる中、基本的な価値観を共有する日本とEUが自由貿易を力強く前進させていくという揺るぎない政治的な意思を全世界に示す極めて戦略的意義を有する」と強調するとともに、この経済圏における日EU相互の市場開放による貿易・投資の活発化を通じた日本のGDP及び労働供給の拡大を見据え、「TPPとともに、成長戦略の切り札として、我が国の経済成長をしっかりと牽引してくれると思っている」との評価を示している<sup>18</sup>。

図表2 経済規模・経済効果等の比較

|                  | 人口                  | GDP                  | 貿易額                  | 経済効果・関税支払減少額   |
|------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--|
| 日EU・EPA<br>(発効済) | 約6.4億人<br>(約8.5%)   | 約22.2兆ドル<br>(約27.8%) | 約13.1兆ドル<br>(約36.9%) | ・GDP：約5兆円増(+0.99%)<br>・労働供給：約29万人増(+0.45%)<br>・関税支払減少額<br>初年度：1,473億円、最終年度：2,808億円   |
| TPP<br>(未発効)     | 約8.2億人<br>(約11.0%)  | 約28.8兆ドル<br>(約38.2%) | 約8.5兆ドル<br>(約26.7%)  | ・GDP：約14兆円増(+2.59%)<br>・労働供給：約80万人増(+1.25%)<br>・関税支払減少額<br>初年度：2,816億円、最終年度：4,996億円  |
| CPTPP<br>(発効済)   | 約4.9億人<br>(約6.7%)   | 約10.2兆ドル<br>(約13.6%) | 約4.9兆ドル<br>(約15.2%)  | ・GDP：約8兆円増(+1.49%)<br>・労働供給：約46万人増(+0.71%)<br>・関税支払減少額<br>初年度：1,865億円、最終年度：3,145億円   |
| RCEP<br>(交渉中)    | 約35.4億人<br>(約47.6%) | 約23.8兆ドル<br>(約31.6%) | 約9.3兆ドル<br>(約29.1%)  | (備考)<br>・人口・GDP・貿易額は2017年の統計値で、括弧内の数値は世界市場に占める割合。<br>・TTIP（環大西洋貿易投資連携）は米国とEUによるFTAを指す。   |
| TTIP<br>(交渉中)    | 約8.3億人<br>(約11.2%)  | 約34.9兆ドル<br>(約46.5%) | 約14.3兆ドル<br>(約44.7%) | ・日EU・EPA及びCPTPPの経済効果は2017年12月（GDPは2016年度水準換算）に、関税支払減少額は2018年2月にそれぞれ日本政府が試算。TPPの経済効果及び関税支払減少額は2015年12月（GDPは2014年度水準換算）に日本政府が試算。 |
| 米国               | 約3.3億人<br>(約4.3%)   | 約19.4兆ドル<br>(約24.3%) | 約3.9兆ドル<br>(約11.0%)  | ・関税支払減少額の試算では、発効初年度と関税率の引下げ等が全て終了する最終年度の効果が示されている。   |
| 中国               | 約14億人<br>(約18.4%)   | 約12.0兆ドル<br>(約15.0%) | 約4.1兆ドル<br>(約11.6%)  |  |

（出所）外務省資料及びTPP等政府対策本部資料を基に著者作成

ただし、EU加盟国の中でドイツに次ぐ2番目のGDPを有する英国がEUを離脱する

<sup>17</sup> 近年、日本にとってEUは、米国及び中国に次ぐ世界で3番目の輸出相手国・地域として、一方、EUにとって日本は、世界で6番目（アジアでは中国に次ぐ2番目）の輸出相手国として、それぞれ推移している。

<sup>18</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号3頁（平30.11.28）

ことにより、図表2に示した本協定による経済効果は大きく減少することが見込まれる<sup>19</sup>。

英国のEU離脱を踏まえ、EU離脱後の英国に対する本協定の適用関係について問われた政府は、英国がEUとの間で離脱協定に合意できない場合には、EU離脱後の英国に本協定は適用されず、本協定発効前と同様に日英経済はWTO協定のルールにより規律されると述べる一方、英国とEUが離脱協定に合意に至った場合については、本協定を含むEUが第三国と締結している全ての国際約束がEU法の一部として適用されることとなると説明した<sup>20</sup>。その上で、河野外務大臣は、EU離脱後の英国との経済関係<sup>21</sup>について、「日EU・EPAの規定を踏まえ、日英間の新たな経済的なパートナーシップの構築に向け速やかに取り組んでいく」との方針を示した<sup>22</sup>。

### 3. 本協定をめぐる論点

#### (1) 自動車・自動車部品の関税撤廃と第三国累積

##### ア 自動車・自動車部品の関税撤廃

自動車及び自動車部品は、EUへの総輸出額（8兆6,569億円）の約21%（1兆8,244億円）を占める主力輸出品目である（2017年の財務省貿易統計値）。自動車（現行税率：10%）及び自動車部品（現行税率：約2～8%）の関税撤廃については、EUに進出している日本の自動車関連企業から大きな期待が寄せられている<sup>23</sup>。

また、2011年7月に韓国EU・FTAが発効し、自動車部品の92.7%（品目数ベース）の関税が即時撤廃され、また、韓国車の関税が発効4年目の2015年に撤廃されたことにより、EU市場における日本の自動車メーカーと韓国の自動車メーカーとの競争条件が不均衡な状態にあることが指摘されていた<sup>24</sup>。実際に、次頁の図表3に示したとおり、韓国EU・FTA発効直後、韓国からEUへの自動車及び自動車部品の輸出量は大きく増加している。また、この点についてEUは、2015年7月から2016年6月の期間において、韓国からの自動車輸入が対前年同期比32%、自動車部品輸入が同17%、それぞれ増加した旨報告している<sup>25</sup>。本協定の発効後、日本の自動車及び自動車部品の関税が撤廃されることにより、EU市場における日本と韓国の自動車メーカーの競争条件が改善することが期待されている。

<sup>19</sup> 2017年の統計値で、英国のGDPはEU全体のGDPの約15.1%を占めている（外務省資料）。

<sup>20</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号3頁（平30.11.28）

<sup>21</sup> 英EU両政府は、双方の経済・国民生活の混乱を回避するための移行期間、すなわちEU離脱後の英国がEUの単一市場と関税同盟に残留できる期間を2020年12月31日までとすることで合意している。

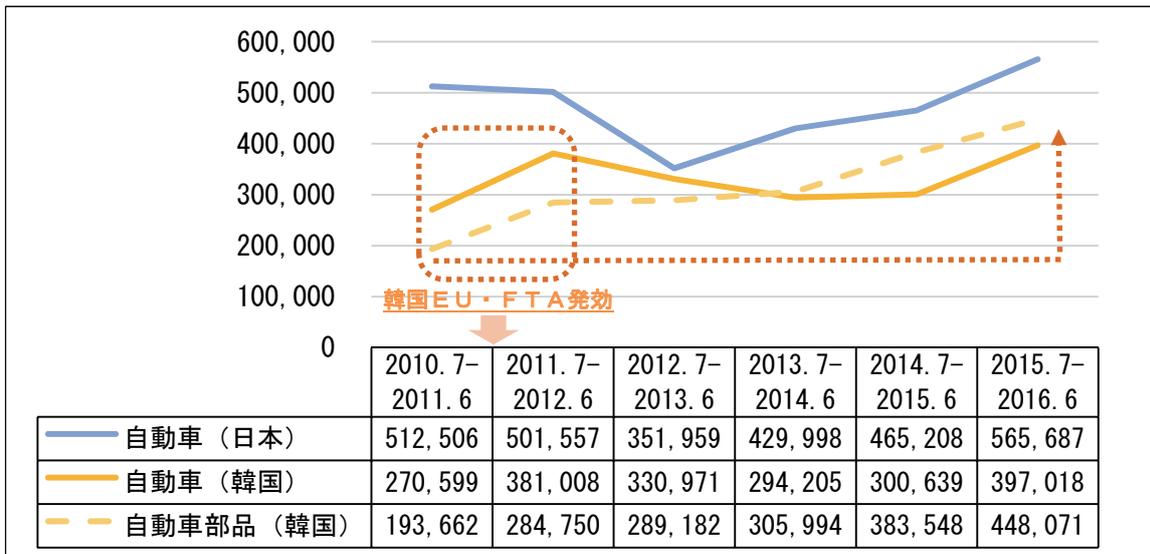
<sup>22</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）

<sup>23</sup> 日本貿易振興機構（ジェトロ）が毎年実施している「欧州進出日系企業実態調査（2018年度調査）」によれば、本協定について「メリット大」と回答した輸送用機器企業の78.6%が関税削減・撤廃による効果を理由に挙げている。ただし、英国のEU離脱による影響を見据え、前年度よりもメリットが大きいと回答した企業の割合は減少している。

<sup>24</sup> 例えば、政府は、韓国EU・FTAの発効後、韓国車のEUでのシェアが拡大傾向（2009年：4.1%、2017年：6.4%）にある一方、日本車のシェアが減少傾向（2009年：13.1%、2017年：12.9%）にある旨報告している（経済産業省資料）。

<sup>25</sup> 「Report from the Commission to the European Parliament and the Council Annual Report on the Implementation of the EU-Korea Free Trade Agreement」（欧州委員会、2017年10月）

図表3 日本と韓国のEUへの自動車及び自動車部品の輸出量の推移



(出所) 「Report from the Commission to the European Parliament and the Council Annual Report on the Implementation of the E U-Korea Free Trade Agreement」及び日本自動車工業会ウェブサイトを基に著者作成

政府は、自動車及び自動車部品の関税撤廃を受け、EU市場における日本の完成車メーカーの競争力の向上及び自動車部品メーカーの輸出機会の拡大に加え、自動車部品メーカーに部素材等を納入する中堅・中小企業の受注機会の拡大等の意義を示した<sup>26</sup>。

他方、日本の自動車メーカーは、各地の需要や為替リスク等に鑑み、現地生産を加速させ<sup>27</sup>、これに付随し部品メーカーも現地生産を拡大させてきたが、このように現地生産に軸足を移した企業が多い現状では、関税撤廃による効果は限定的との見方もある<sup>28</sup>。

### イ 第三国累積

本協定の原産地規則には、自動車の生産に使用される第三国原産の一部部品（エンジン等の一部部品）について、一定の条件の下、日本とEUが共通にFTA/EPAを締結する第三国を原産地を含めることができるとする規定が設けられた（付録3-B-1第5節）<sup>29</sup>。この規定により、例えば、関税撤廃の適用を受けるために60%以上の原産性（締約国内における付加価値の合計）が必要とされる自動車について、自動車の生産に使用された日本とEUがともにFTA/EPAを締結する第三国で生産された自動車部品（付加価値15%）を原産性を含めることができることとなる（次頁の図表4を参照）。

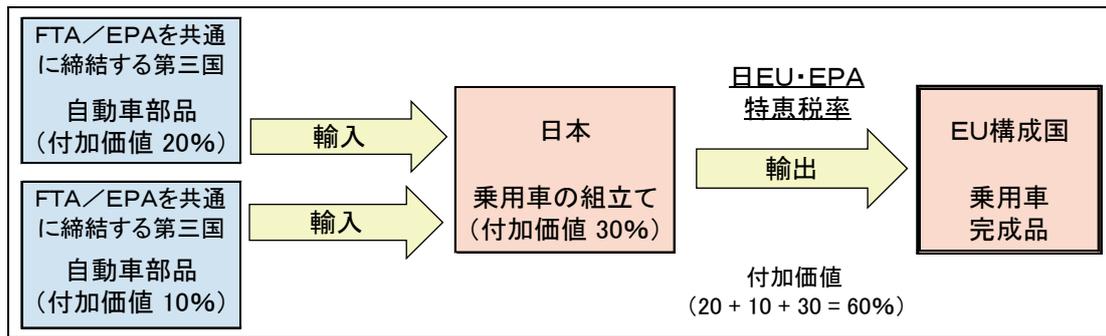
<sup>26</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号9～10頁（平30.11.28）。なお、関税撤廃等による具体的効果について政府は、「EUの自動車市場の動向あるいは個々の車種ごとの優位性など、様々な要因を勘案する必要があり、具体的な試算を行うことは困難である」と述べている。

<sup>27</sup> 日本の自動車メーカーの海外生産台数は2000年以降ほぼ一貫して増加してきており、2017年の実績（約1,974万台）は、2000年の実績（約628万台）の約3倍の水準にあり、また、2017年の国内生産台数の実績（約919万台）の約2倍の水準にある（日本自動車工業会ウェブサイト）。

<sup>28</sup> 『毎日新聞』（平30.7.18）

<sup>29</sup> 日本とEUがともにFTA/EPAを署名・締結する第三国には、メキシコ、チリ、スイス、シンガポール、ベトナム、カナダがある。ただし、これらのFTA/EPAが自動的に当該規定の対象となるとは限らず、両締約国の合意等が必要であり、その適用の可能性については今後の協議に委ねられている。

図表4 第三国累積の概念図



(出所) 著者作成

第三国の自動車部品の累積を許容する規定が盛り込まれた背景には、日EU以外の第三国から調達した部品を用いて自動車を生産する日本の自動車メーカーにおいては、第三国から輸入した部品を原産品として含めなければ、本協定の原産地規則を満たすことができないという事情があったとされる。この規定により、第三国の部品を使用する自動車メーカーは、既存のサプライチェーンを変更することなく、新たなサプライチェーンの整備を検討することができる。さらに、将来的な日EU双方におけるFTAの増加を見据え、グローバルなサプライチェーンの構築を視野に活動することも可能となる<sup>30</sup>。

## (2) 国内農林水産業への影響

日本は約82%の農林水産品の関税撤廃を約束した。政府は関税撤廃等の影響により約600から1,100億円の生産額の減少を見込む一方、国内対策により全ての品目で国内生産量が維持されるとの試算<sup>31</sup>を公表した。国会では、この試算に対して恣意的・楽観的とする批判が相次いだ。吉川農林水産大臣は、「試算は個別品目ごとに国産品と輸入品の競合関係や国内対策の効果等も考慮して検討したものであり、体質強化対策等の国内対策により、引き続き農家所得が確保され、国内生産量が維持される」との答弁を繰り返した<sup>32</sup>。その上で、特にEUからの輸入が多いチーズや構造用集成材（木造軸組構法の柱材）の輸入急増に備え（次頁の図表5を参照）、「総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、新たな国際環境のもとで安心して再生産できるよう十分な対策を講じていく」との決意を述べた<sup>33</sup>。

また、本協定には、特定の農林水産品<sup>34</sup>の取扱いに関し、①協定発効後5年目の見直し（第2.8条3）、②各締約国が第三国に本協定よりも有利な待遇を与えた場合における見直し（同条4）等が規定された。こうした規定により、今後EUに更なる農林水産市場の開放を迫られるとの指摘があったが、河野外務大臣は、「見直しや検討のための協議が行わ

<sup>30</sup> 菅原淳一「日EU・EPAの署名ー2019年春までの発効を目指すー」『みずほレポート』(2018.7.18) 3頁

<sup>31</sup> 農林水産省「農林水産物の生産額への影響について（日EU・EPA）」(平成29年12月)。この試算は、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目（18の農産物と10の林水産物）を対象に行われている。

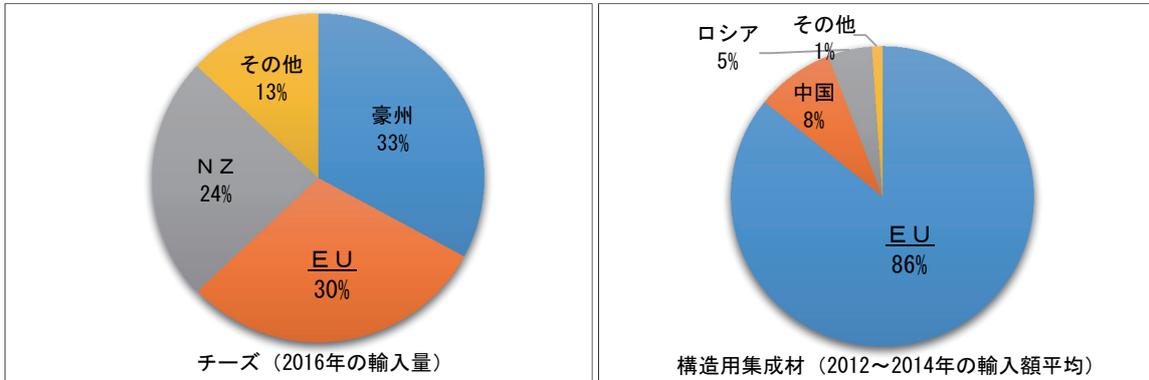
<sup>32</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）等

<sup>33</sup> 第197回国会衆議院本会議録第7号（平30.11.20）

<sup>34</sup> 譲許表（附属書2-A）において、日本は牛肉、豚肉、乳製品など約170品目を、EUは水産物、穀物調整品など約30品目を、それぞれ見直しの対象品目に掲げている。

れたとしても、その結果は協議次第であり、何ら予断されていない」と応じた<sup>35</sup>。

図表5 日本のチーズ・構造用集成材の輸入国シェア



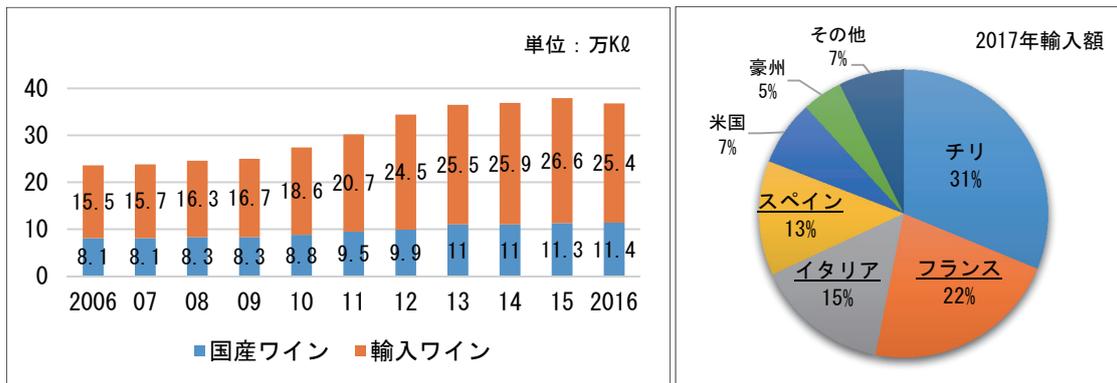
(出所) 農林水産省資料を基に著者作成

### (3) EU産ワインの関税と日本産酒類に係る輸入規制の撤廃

#### ア EU産ワインの関税撤廃

日本は、EU産ワインに対する関税（15%又は125円（1リットル当たり）のいずれか低い方）の即時撤廃を約束した。日本の果実酒の需要と外国産ワインの輸入が増加基調にある中（図表6を参照）、輸入数量第1位のチリ産ワインに次ぐ、フランス、イタリア、スペイン等で生産されたEU産ワインの輸入関税が撤廃されることを受け、飲料メーカーや外食産業等からは国内ワイン市場の一層の拡大・活性化、消費者に対するワインの値下げ効果等への期待が示されている<sup>36</sup>。ただし、この値下げ効果に対しては、EUからの輸入ワインが高価格帯のものが中心である現状において、ワイン1本当たりの関税の上限が決まっていることに鑑み、効果は限定されるとの見方も報じられている<sup>37</sup>。

図表6 日本の果実酒の課税移出量の推移とワインの輸入国シェア



(出所) 日本ワイナリー協会統計資料（平成29年7月）及び財務省資料を基に著者作成

<sup>35</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）

<sup>36</sup> 『朝日新聞』（平31.1.30）、『毎日新聞』（平30.7.18）

<sup>37</sup> 例えば、輸入ワイン1本当たり（750ミリリットル）の関税は約50円～約94円程度であり、1本100万円を超える高価格帯ワインと数百円程度の低価格帯ワインも同じ関税率が適用されるため、高価格帯ワインへの関税撤廃効果は小さいと報じられている（『東京新聞』（平30.7.18）、『東京新聞』（平29.7.20））。

一方、ワインの関税撤廃により、EU産ワインと国産ワインとの競合が懸念されている。ブランド力を有するEU産ワインの輸入増加による国産ワイン生産者への悪影響を指摘された政府は、①日本ワインの国際的な評価が高まっていること、②ブランド価値向上に向けた日本ワインの地理的表示の指定、醸造技術等に関する情報交換会の実施等の国内対策を進めていること等を踏まえ、「日本ワインはブランド価値の向上が進んでおり、輸入ワインとは一定程度差別化が図られている」との認識を示した<sup>38</sup>。

#### イ 日本ワイン・焼酎に係る輸入規制の撤廃

EUへの「日本ワイン」（国産ぶどうのみを原料として日本国内で製造した果実酒）の輸出について、EUは、①日本ワインの醸造方法を承認すること（第2.25条等）、②日本の権限ある当局（独立行政法人酒類総合研究所）が指定する日本ワイン生産者による自己証明を承認すること（第2.28条）等を約束した。これにより、これまでEUが義務付けていたEUワイン醸造規則への適合<sup>39</sup>とその旨のEU側公的機関による証明手続が撤廃され、日本ワインのEU域内での自由な流通・販売が可能となった。これを受け、政府は、特に上記②に関して、日本ワインの製造者の「金銭的、時間的な負担を相当程度軽減できる」との認識を示した<sup>40</sup>。また、日本のワインメーカーは、新たに醸造所を建設するなど、輸出・生産拡大に向けた動きを加速させている旨報じられている<sup>41</sup>。

また、日本で生産・瓶詰された焼酎の輸出について、EUの容器容量規制の緩和が実現し、四合瓶又は一升瓶のままEU域内で販売・流通することが可能となった（附属書2-D）。焼酎メーカーからはEU専用の輸出用ボトルを新たに作るためのコストを削減できるメリットが強調され、EUへの輸出拡大に向けた高い意欲が示されている<sup>42</sup>。

#### （4）農産品・酒類に係る地理的表示（GI）の保護

本協定では、農産品及び酒類に係るGIを対象とし<sup>43</sup>、EU側が56の日本産品（農産品：48品目（例：神戸ビーフ、夕張メロン）、酒類：8品目（例：日本酒、壱岐））のGIを、日本側が210のEU産品（農産品：71品目（例：ゴルゴンゾーラ、カマンベール・ド・ノルマンディ）、酒類：139品目（例：シャンパーニュ、ボジョレー））のGIを、それぞれTRIPS協定と概ね同等の高い水準で保護することを約束している（第14.24条、附属書14-B）<sup>44</sup>。

GIを保護する意義として、吉川農林水産大臣は、EUにおける日本のGI産品の模倣品の排除と輸出機会の拡大、日本国内におけるGI保護の一層の強化によるGI産品の生

<sup>38</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号15頁（平30.11.28）

<sup>39</sup> 例えば、これまでワインの製造過程で添加できる糖の量や使用されるブドウの品種等が限定されていた。

<sup>40</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号11頁（平30.11.28）

<sup>41</sup> 『産経新聞』（平30.12.8）

<sup>42</sup> 『日本経済新聞（電子版）』（平29.7.23）、『産経新聞』（平30.7.18）

<sup>43</sup> 本協定上、GIとは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が締約国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう（第14.22条2）。

<sup>44</sup> 農産物のGI保護の国内担保法として、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が第197回国会（臨時会）に提出され成立している。なお、酒類のGI保護については、「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）に基づき国内実施が担保されることとなる。

産量の拡大、価格の上昇、担い手の増加等を挙げた<sup>45</sup>。一方、日本とEUのGI産品の数に差が見られる理由について質された政府は、GI制度の歴史的な経緯の違いに言及した上で<sup>46</sup>、「保護を求める産品を特定した上で、国内手続をとり追加していきたい」との姿勢を示した<sup>47</sup>。また、本協定の締結により、国内で親しまれている商品の名称が使えなくなるとの指摘に対しては、「我が国で広く使用されているカマンベール、チェダー、ゴード等のコーデックス規格が定められている名称は、我が国において一般的に使用されていることから、保護の対象外として引き続き国内の生産者等が使用可能である」と説明した<sup>48</sup>。

#### (5) 日本産農林水産品に対するEUの輸入規制

多様な食文化を持つEUは、伝統的に食の安全確保を重視しており、他国からEUへの輸出に際して独自の厳格な検疫制度や輸出手続・規制を設定し、その遵守を求めている。EUへの農林水産品の輸出について、日本はほぼ全ての品目で即時関税撤廃を確保したが、その一部の品目については、輸出が認められていない現状にある（図表7を参照）。

図表7 EUの食品輸出に対する主な規制・手続

| 検疫             | 概要  | 主な輸出禁止品目                            |
|----------------|---|-------------------------------------|
| 動物検疫           | ①EUの輸出許可リストに掲載された品目であること（リストへの掲載には、質問票への回答、現地調査、EU加盟国との協議等が必要）、②EUの認定した食肉施設で処理された品目である旨の証明を得ること等の条件を満たす必要がある。 | 牛肉以外の畜産物（約200品目）                    |
| 植物検疫           | ①栽培中の検査など特別な要件を満たした上で植物検疫証明書の添付が必要なもの、②植物検疫証明書のみが必要なもの、③輸出が認められていないものなど、品目ごとに異なる輸出要件を満たしていることの証明を得る必要がある。     | さくら属、ひのき属、マツ属等の樹木類の一部、かんきつ属等の果樹類の一部 |
| 手続・規制          | 概要  | 規制対象品目                              |
| EU・HACCP（ハサップ） | 一次生産を除く全ての食品の生産、加工、流通事業者に独自の衛生基準「EU・HACCP」に基づく品目ごとの衛生管理を義務付けている。  | 食品全般                                |
| 残留農薬規制         | 食品及び飼料に使用できる農薬が限定されていることに加え、一定の残留農薬の含有量の上限を下回る必要がある。  | 茶、青果物等                              |
| 食品添加物規制        | 使用できる食品添加物やその仕様（起源や純度基準等）が限定されており、それらの条件を満たす必要がある。  | 加工食品等                               |
| 放射性物質規制        | 2011年3月の東日本大震災による原発事故以来、一部地域から輸出する農産物・食品に対し、放射性物質検査証明書及び原産地証明書の添付を要求している。                                     | キノコ、山菜類等                            |
| 遺伝子組換え作物に対する規制 | 食品として使用される、又は食品製造の原材料として使用される遺伝子組換え作物は、欧州食品安全機関が環境や人の健康、動物に対する安全性のリスクについて科学的な評価を行った上で、欧州委員会によって承認される必要がある。    | 大豆、トウモロコシ等                          |

（出所）「EU食品輸出ガイドブック」（ジェトロ、2018年2月）及び農林水産省資料を基に著者作成

<sup>45</sup> 第197回国会衆議院農林水産委員会議録第5号4頁（平30.11.20）

<sup>46</sup> EUのGI制度の歴史は長く3,000以上の産品のGIが保護されている。一方、日本のGI制度の運用は2015年7月に開始されたばかりであり、2019年2月1日現在、GI産品の登録数は83（農林水産品：73、酒類：10）にとどまる。

<sup>47</sup> 第197回国会衆議院農林水産委員会議録第5号7頁（平30.11.20）

<sup>48</sup> 第197回国会衆議院農林水産委員会議録第5号10頁（平30.11.20）

EUが輸入を禁止している畜産物<sup>49</sup>のうち、豚肉、鶏肉、鶏卵（粉卵等を含む）及び牛乳・乳製品については、現在、日EU両政府間で輸出解禁に向けた協議が進められている<sup>50</sup>。この協議の先行きが注視される一方、EUによる輸入手続・規制の対象となる日本産食品も多数あるとされ、これらがEUへの輸出の障壁となっている。こうした状況では、本協定により獲得した関税撤廃等の成果が無意味なものとなりかねず、EUへの輸出拡大に向けた国内農林水産関連事業者の意欲を削いでしまう懸念がある。本協定の締結を機に、日本産食品の輸入に係るEU側の非関税措置の緩和に向けた協力を加速させていく必要がある。

## （6）自己申告制度の採用

原産地規則の充足を証明する原産地証明制度について、本協定には、輸出者、生産者又は輸入者自らが物品の原産性を証明することができる「自己申告制度」が定められている（第3.17条）。これまで日本が締結済みのEPAにおいては、輸出国当局により指定された第三者が原産性を証明する「第三者証明制度」<sup>51</sup>が主流であったが、近年のEPAにおいては協定の利便性を高める観点から、自己申告制度の導入が進められている。自己申告制度が盛り込まれるのは、日豪EPA、TPP協定及びCPTPPに続き4例目となる<sup>52</sup>。

本協定の活用を検討する日本企業からは物品関税の撤廃等と併せて、自己申告制度が採用されたことに対する高い期待が示され、特に第三者証明制度の下で原産地証明書の発給に要していた輸出者の手間、審査時間、費用等のコスト軽減効果が注目されている<sup>53</sup>。また、政府も自己申告制度の導入により、個々の事業者自らがビジネス動向に合わせて機動的に原産地を証明することが可能となる旨強調した<sup>54</sup>。ただし、今後の導入については、自己申告制度の利用状況等に鑑み<sup>55</sup>、「TPP、日EU・EPAの実施、運用を見て、検討を深めていきたい」と述べている<sup>56</sup>。

一方、従来から原産地証明書の取得に係るコストは、低迷する日本のEPA活用率の主要因に挙げられてきた<sup>57</sup>。とりわけ、人員・資金等の経営資源が限られる中小企業にとり、

<sup>49</sup> 現在、牛肉以外の畜産物約200品目のEU向け輸出が禁止されている。なお、牛肉は、国内畜産農家の要望を踏まえ、日・EU両政府間で協議が進められた結果、2013年に輸出が解禁された。

<sup>50</sup> 吉川農林水産大臣は2019年1月29日、鶏卵及び牛乳・乳製品の輸出が本協定発効後まもなく解禁される旨を発表した。なお、豚肉や鶏肉については引き続き協議していくと述べている（『読売新聞』（平31.1.30））。

<sup>51</sup> 日本のEPAにおける第三者証明制度には、①指定発給機関（例：日本商工会議所）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」及び②経済産業大臣から認定を受けた上で輸出者自らが証明書を作成することができる「認定輸出者自己証明制度」の2種類がある。

<sup>52</sup> ただし、日豪EPAが第三者証明制度と自己申告制度の双方を規律し、その選択的利用を認める旨規定しているのに対し、本協定、TPP協定及びCPTPPは、自己申告制度を唯一の制度として規定している。

<sup>53</sup> 安田啓「日EU・EPA利用への期待高く」『ジェトロ地域・分析レポート』（2018.4.24）、安田啓「TPP11と日EU・EPAの原産地証明制度の相違点」『ジェトロ地域・分析レポート』（2019.1.23）

<sup>54</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号19頁（平30.11.28）

<sup>55</sup> 世耕経済産業大臣は日豪EPAの自己申告制度について、具体的な利用状況は承知していないとしつつも、その利用度は必ずしも高くないと答弁している（第197回国会衆議院本会議録第7号（平30.11.20））。

<sup>56</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号20頁（平30.11.28）

<sup>57</sup> 例えば、『2018年版ジェトロ世界貿易投資報告』（ジェトロ、2018年10月）88～90頁。この報告では、EPAを活用する日本企業の割合が5割にとどまる現状、大企業のEPA活用率が6割を超えているのに対して中小企業の活用率が4割に満たない実態等が指摘されている。その主な要因にはEPA活用の際に必要書類の準備・管理に伴うコスト、EPAごとに異なる必要書類や手続など協定の利便性の悪さが挙げられている。

EPA活用に係る追加的コストは大きな負担となっている。さらに、ジェットロの調査では、自己申告制度の認知度が低い状況も報告され、その認知度向上がEPAの活用率の上昇に向けた課題となっている旨も指摘されている<sup>58</sup>。政府においては、本協定の内容や活用方法の周知を始め、本協定を含むEPAの活用促進に向けた一層の取組が求められる。

### (7) 規格・基準の調和と規制協力

製品の規格や基準の調和及び国際標準化に関するルールを定める第7章（貿易の技術的障害）には、WTO協定の「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」を上回る国際規格に関する規定として、日EU双方が国際規格の作成に向けて役割を果たしている国際機関等<sup>59</sup>を例示し、一定の条件の下で、それらの機関が作成した規格を関連する国際規格とみなすことが規定された（第7.6条1）。このように、国際規格を作成する具体的な機関を例示し、その手続等について規定したFTAはこれまでにないとされ、この規定に対し、日EU双方が調和を目指すべき国際規格の定義や方向性が明確化されたことの意義が強調されている<sup>60</sup>。また、国際標準化活動や先端分野における国際規格の作成で協力するよう奨励することも規定されたが（同条4）、この規定に対しては、国際規格策定への関与の度合いが事実上、各国産業間の国際競争力を決する要因になり得る状況を踏まえ、高い規格策定力を有するEUとの間で共通の目的を確認し合いながら、国際規格の策定・標準化に向けた協力を進める意味は大きいとの評価がある<sup>61</sup>。

さらに、第18章（規制に関する良い慣行及び規制に関する協力）には、日EU双方の規制当局が貿易・投資に関する規制措置について、規制措置案を事前に公表すること（第18.6条）、意見提出の機会を提供すること（第18.10条）、規制に関する協力活動を提案することができること（第18.12条）等が規定された。これらの規定を基盤として、日EU間で規制協力を深めていくことにより、相互にシームレスなビジネス環境が整備されるとともに、日EU両経済圏の安全性を国際社会に示していくことにもつながるとの期待がある<sup>62</sup>。

### (8) 先進的ルール（コーポレート・ガバナンス、補助金）

#### ア コーポレート・ガバナンス

第15章（企業統治）には、健全なコーポレート・ガバナンスの発展と投資・経済交流の促進を両立させる観点から、経営者及び取締役会の説明責任の重要性（第15.3条）、株主の権利（第15.4条）、取締役会の役割（第15.5条）等の基本的要素が規定された。世界のFTA/EPAにコーポレート・ガバナンスに関する章が設けられるのは稀であるとされ、日本が締結するEPAに設けられるのも初めてとなる。

<sup>58</sup> 『2017年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査』（ジェットロ、2018年3月）68～72頁

<sup>59</sup> 国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）、食品規格（コーデックス）委員会、国際民間航空機関（ICAO）、国際連合欧州経済委員会（UNECE）の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）、化学品の分類及び表示に関する世界調和システムに関する国際連合専門家小委員会（UNSCGHS）、医薬品規制調和国際会議（ICH）の8の機関等を掲げている。

<sup>60</sup> 安田啓「日EU・EPA交渉に見る標準化ルール」『ジェットロ地域・分析レポート』（2017.10.16）3頁

<sup>61</sup> 同上4頁

<sup>62</sup> 笠井清美「日EU・EPAの意義—TPPと並ぶ次世代通商協定への期待—」『貿易と関税』（2017.11）43頁

この章が設けられた意義について河野外務大臣は、「日EU双方が企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとることで、投資の活発化、企業競争力の強化等を後押しする」との見解を示した<sup>63</sup>。一方、日本企業に新たな負担を求めることになるとの指摘に対して、茂木国務大臣は、「我が国企業のコーポレート・ガバナンスについての制度変更や運用の見直しを必要とするものではない」と説明した<sup>64</sup>。

## イ 補助金

これまで日本が締結済みのEPAにも補助金に関する規定は設けられてきたが、本協定は初めて補助金に特化した章（第12章）を設けている。第12章では、WTO協定の「補助金及び相殺措置に関する協定（補助金協定）」よりも禁止される補助金の対象を拡大し<sup>65</sup>、①金額・期間の制限なく企業の債務を保証する補助金、②経営不振又は経営破綻した企業に対する企業再建計画なしに付与する補助金を禁止した（第12.7条）<sup>66</sup>。

WTO交渉においても、上記①及び②の補助金を禁止の対象にすべきとの議論はあるが、規律の整備には至っていない。本協定に補助金協定を上回る禁止補助金が規定されたことを受け、WTOにおける議論の成果を先取りしたもののとの評価が見られている<sup>67</sup>。

## （9）投資紛争解決手続の在り方

本協定交渉では、投資ルールのうち、投資保護規律（例えば、投資財産に対する公正衡平待遇や正当な補償等を伴わない収用の禁止）及び投資家と投資受入国との間の投資紛争解決手続に係る規律については、協議が整わずに協定に定めるに至らなかった。

日本は交渉において、投資家と投資受入国の間で生じた投資紛争の解決手続として、投資紛争を国際仲裁に付託して解決を図る制度（いわゆるISDS）<sup>68</sup>の導入を求めてきた。一方、EUは、当事国以外の第三者にEU独自の環境・安全等に関する規制や基準が否定されるリスクへの抵抗感が強く、ISDSの採用を拒否し、国の規制権限を尊重する観点から、当事国間で常設・二審制の投資裁判所を設置して解決を図る制度（いわゆるICS）の導入を求めていたとされる<sup>69</sup>。日EU両政府は、今後も協議を継続していくことで一致しているが、これまで日本の締結済みのEPAや投資協定にICSが採用されたことはなく、ICSは世界的にも導入実績は少ないとされる。

政府はISDSとICSの違いについて、仲裁廷の構成や仲裁人の選任手続等の点で違いがあると説明したが<sup>70</sup>、次頁の図表8のとおり、これらの制度には様々な相違点がある。

<sup>63</sup> 第197回国会衆議院本会議録第7号（平30.11.20）

<sup>64</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）

<sup>65</sup> 補助金協定では、輸出補助金と輸入品よりも国産品を優先させる目的で交付する補助金を禁止している。

<sup>66</sup> ただし、日本の漁業補助金等は禁止の対象外とされている（第12.3条）。

<sup>67</sup> 安田啓「日EU・EPA交渉に見る標準化ルール」『ジェトロ地域・分析レポート』（2017.10.16）5頁

<sup>68</sup> 日本は、締結済みのEPAや投資協定のほとんどにISDSを採用しており、協定の多くに仲裁機関として、世界銀行の下に設置された「投資紛争解決国際センター（ICSID）」や国連総会の補助機関である「国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）」が挙げられている。

<sup>69</sup> EUは、ベトナム及びカナダとのFTAにおいてICSを導入している。通商担当のマルムストローム欧州委員はISDSに替わり、ICSの普及・拡大を推進し、最終的には常設の「多国間投資裁判所」の創設を目指す考えを示している（『ジェトロビジネス短信』（平29.10.3））。

<sup>70</sup> 第197回国会衆議院外務委員会議録第4号5頁（平30.11.28）

図表8 I S D S と I C S の仕組みの比較

| I S D S  | 仕組み  | I C S (EUカナダ・F T A の例)  |
|--|------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争案件ごとに設置</li> </ul>  | 構成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>常設</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>依拠する仲裁規則により異なるが、通常、紛争当事者（国及び企業）それぞれが自由に仲裁人を選任できる</li> <li>仲裁人は様々な資格や経験を持つ者がその都度選任されるが、弁護士、元裁判官、学者、技術者等の国際ビジネスの専門家であることが多い</li> </ul>      | 仲裁人  | <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの国がEU加盟国国籍者、カナダ国籍者、第三国の国籍者それぞれ5名ずつ、合計15名の仲裁人（任期5年、常任）を任命する</li> <li>仲裁人は、司法資格を有する者又は法学者でなければならない。また、国際法の専門知識と国際投資・貿易等に係る紛争解決の知見を有することも条件となる</li> <li>紛争当事者（国及び企業）それぞれがあらかじめ任命された者の中から仲裁人を選任する</li> </ul>               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの場合、被提訴国が選任した者、企業が選任した者及び紛争当事者が合意した者それぞれ1名ずつの3名で審理に当たる</li> <li>一審制（上訴不可）</li> </ul>  | 仲裁廷  | <ul style="list-style-type: none"> <li>提訴された案件は、EU加盟国国籍者、カナダ国籍者及び第三国の国籍者それぞれ1名ずつの3名で審理に当たる</li> <li>二審制（上訴が可能）。上訴審は無作為に選出された3名の仲裁人によって行われる</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁廷は、協定に定める投資義務違反及び企業の損害の有無を判断し、仲裁人の多数決で裁定を下す</li> <li>企業の損害を認めた場合には救済措置も決定するが、救済措置は多くの場合、損害賠償や補償のみに限られる。国の法令や規制の是正を命じることはできない</li> </ul> | 仲裁判断 | <ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁廷は、協定に定める投資義務違反（ただし、無差別待遇、補償なき収用等の一部に限る）及び企業の損害の有無を判断し、仲裁人の多数で裁定を下す</li> <li>企業の損害を認めた場合には救済措置も決定するが、救済措置は損害賠償や補償に限られる。国の法令や規制の是正命令や国に対する懲罰的賠償金の支払い命令はできない</li> <li>上訴審では法の適用・解釈、事実の評価の明らかな誤り等について、第1審判決を審理する</li> </ul> |

(出所)「EU・カナダ包括的貿易投資協定(CETA)における投資家対国家の紛争解決手続きの概要」(ジェトロ、2017年11月)及び外務省資料を基に著者作成

今後の対応について質された河野外務大臣は、交渉中であることを理由に具体的立場についての答弁は避けたが<sup>71</sup>、「我が国としては、中立的な国際投資仲裁に紛争を付託できる選択肢を投資家に与えるI S D S制度が、投資家にとって海外の投資先の国におけるビジネスへのリスクを軽減できるツールであり、海外投資を行う日本企業を保護する上で有効な制度であると考えている」との認識を示した<sup>72</sup>。

I C Sの制度内容やI S D Sとの違いなど不透明な点は依然として多い。政府においては、今後協議を進めていくに当たり、I C Sのメリットやデメリット<sup>73</sup>を検証し、その内容

<sup>71</sup> 第197回国会衆議院本会議録第7号(平30.11.20)

<sup>72</sup> 同上

<sup>73</sup> 例えば、I C Sには、解決までの時間やコストの面でI S D Sに劣る、また、裁判官(仲裁人)は被提訴国側があらかじめ選定した者の中から選ばれるため、ビジネスの実情に精通していない専門家が選任される可

を企業や国民に対して丁寧に説明しつつ、海外に進出する日本企業の経済活動に不可欠のルールである投資紛争解決手続の導入に向けた協議をまとめていく必要がある。

#### (10) 政府調達市場の開放（中核市、鉄道）

日本は、本協定において、WTO協定の「政府調達に関する協定（GPA）」及びTPPを上回る政府調達市場の開放を約束した。例えば、中核市<sup>74</sup>の一般競争入札による一定基準額以上の調達について、EUの事業者の参加を認めることとしたが、この合意に対して国会においては、地元の中小企業や社会インフラへの悪影響、中核市の手続的負担の増加等を懸念する指摘がなされた。こうした指摘に対して石田総務大臣は、本協定においては都道府県及び指定都市に適用されるルールとは異なり、①建設サービスを対象外とすること、②入札参加者の事業所の所在地を資格要件とすることが許容されることから<sup>75</sup>、「地域経済への影響を極めて限定的にとどめる内容となった」と説明した<sup>76</sup>。加えて、「都道府県及び指定都市に適用されている英語による公告や公告期間を40日以上確保すること等のルールも適用しないこととし、手続的負担についても配慮している」と述べた<sup>77</sup>。

一方、中核市の数が年々増加する状況にある中<sup>78</sup>、本協定における市場開放都市が将来的に増加し悪影響が拡大するといった指摘もなされたが、石田総務大臣は、国外所在事業者が落札・受注した実績は極めて少ないことや、上記①及び②の特別なルールが適用されることを踏まえ、「中核市の数が増加した場合であっても、地域経済への実際の影響は極めて限定的だと考えている」と説明した<sup>79</sup>。

また、鉄道分野の調達について、日本は、EUが参入障壁と指摘してきた「安全注釈」（運送事業における運転上の安全に関連する調達をGPAの対象外とすることができる注釈）の撤廃を約束した。これにより、これまで安全面を理由に外国企業の参入を制限することが認められていた鉄道車両や線路等の鉄道製品の国際入札にEUの事業者が参加することが可能となった。この約束について、日本の鉄道の安全を損なう合意であったのではないかと指摘された河野外務大臣は、「鉄道分野に関する国内の安全基準を変更するものではなく、EUの事業者にも我が国の安全基準への適合が求められる」と応じた<sup>80</sup>。

日本として中核市の調達市場の開放や鉄道分野における安全注釈の撤廃を約束したのは本協定が初めてとなる。中核市や日本の鉄道各社は、今後国際入札に向けた手続や規則を

---

能性がある等の懸念が指摘されている（菅原淳一「日EU・EPAの署名ー2019年春までの発効を目指すー」『みずほレポート』(2018.7.18) 5頁)。

<sup>74</sup> 中核市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する市をいう（附属書10・第2編第B節2（a））。すなわち、人口20万人以上の政令で指定された市を指し、2019年2月1日現在、54の中核市がある（中核市市長会ウェブサイト）。

<sup>75</sup> ①建設サービスを対象外とされる旨は附属書10・第2編第B節2（d）に、②入札参加者の事業所の所在地を資格要件とする旨は同附属書10・第2編第B節2（e）にそれぞれ規定されている。

<sup>76</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）

<sup>77</sup> 同上

<sup>78</sup> 例えば、2015年以降の3年間で11市が中核市に移行しており、また、2019年2月1日現在も中核市への移行を検討している候補市が10市ある（中核市市長会ウェブサイト）。

<sup>79</sup> 第197回国会参議院本会議録第7号（平30.12.3）

<sup>80</sup> 同上

見直す必要があるほか、とりわけ日本の鉄道車両メーカー等においては、世界的に競争力を有する欧州のメーカー等との競争が激しくなることも見込まれる。こうした状況も見据え、本協定による影響を注視し、必要な支援を検討・実施していく必要がある。

## (11) 電子商取引の保護水準と個人情報の越境移転

### ア 電子商取引の保護水準

本協定は、電子商取引の安全性・信頼性を確保するためのルールとして、日EU間における電子的送信に対する関税賦課の禁止（第8.72条）、ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスの要求の禁止（第8.73条）など、TPPと同様に高水準の保護規定が定められた。一方、これらの規定と同様に高水準の保護規定としてTPPに盛り込まれ注目を集めた電子的手段による情報の越境移転の自由を確保する規定やサーバー等のコンピュータ関連設備の現地化要求を禁止する規定は、EU市民の権利保護を重視するEU側の意向を踏まえ、設けられなかったとされる。

本協定には、急速に発展する電子商取引の特性を踏まえ、協定発効後3年以内にデータの自由な流通に関する規定を協定に含める必要性について再評価するとの規定が設けられている（第8.81条）。WTOにおける国際的な電子商取引に関するルール作りへの影響も見据えつつ<sup>81</sup>、日EU間における電子商取引の保護水準を引き上げるための交渉を求めていくことが重要となる。

### イ 個人情報の越境移転

個人情報の保護を基本的人権の一つに位置付けるEUは従来、個人情報の取扱いを通商協定とは別の枠組みで規律することを方針としている。これを踏まえ、日EU両政府は、相互の個人情報の越境移転に関するルールを本協定と別の枠組みで規律することで合意したが、その枠組みの構築に向けた協議が重ねられる中、EUは2018年5月、世界的なインターネットの発展やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用拡大を受け、EU域内の個人情報の保護を大幅に強化する「一般データ保護規則（GDPR）」を施行した。GDPRは、EUが個人情報の保護水準が十分と認めた国・地域以外への域内個人情報の域外移転を原則禁止し、違反した場合に巨額の制裁金を科す仕組みであり、EUに進出している日本を含む多くの外国企業を規制対象としている。

GDPRの施行を受け、EUに進出している日本企業の経済活動への悪影響が懸念されたが、日EU両政府は、本協定の署名と合わせ、個人情報の保護水準が十分な国・地域として相互に認め合い、個人情報の移転の枠組みを運用可能とするための国内手続を完了させることで一致した。この枠組みについて宮腰国務大臣は、「高いレベルの個人データの保護を確保しつつ、データの自由な流通が実現し、日EU・EPAから得られる利益を補完、拡大することとなり、日EU間の戦略的なパートナーシップにも寄与す

<sup>81</sup> WTO協定には電子商取引に関するルールは定められていない。現在、日米欧の先進各国を中心とするWTO加盟有志国の間で、急速に進展するデジタル市場の秩序を維持するための国際的なルール作りを本格化させる動きがあり、安倍総理も2019年1月23日のダボス会議において、WTO加盟国による枠組みの必要性を強調している（『日本経済新聞』（平31.1.24）、『日本経済新聞』（平31.1.3））。

る」との認識を示した<sup>82</sup>。その後、日EUそれぞれにおいて個人情報の移転の枠組みを運用可能とするための国内手続が進められた結果、2019年1月23日、相互の個人データの移転を図るための枠組みが発効しており、今後の運用の在り方に注目が集まっている。

この枠組みに対しては、運用が開始されたとしてもEUに進出している日本企業による個人情報の域外移転について、GDPRに基づき特別な義務の履行が求められる可能性があるとの見方や、EUが個人データの相互移転を認めていない国・地域に展開する在外日本企業がEU域内の個人データにアクセスする際には、GDPRに基づく厳格な対応が求められることになるとの指摘が見られる<sup>83</sup>。また、個人情報保護のための人員や費用の確保が容易でない中小企業にとっては、EU域内での事業継続が困難となる可能性があるほか、情報管理体制が整ったとしても監視の継続が負担となることも予想され、GDPRがEUに進出する日本企業の参入障壁となるといった見方も報じられている<sup>84</sup>。

#### 4. おわりに

安倍総理は、本協定やCPTPPを自由貿易のモデルとして、自由で公正なルールに基づく貿易体制の強化を推進するとの決意を述べた<sup>85</sup>。本協定の包括的かつ先進的な通商ルールは、WTOにおけるルール作りや他のFTA/EPA交渉で参照され、世界標準となっていく可能性を有する。さらに、米国が保護主義に傾く中、基本的価値を共有する日本とEUによる協定は、自由で開かれた国際経済秩序の重要性を国際社会に再認識させ、米国に対して保護主義的通商政策の転換を促すとともに、世界経済の安定と包摂的な成長をもたらす基盤にもなり得ると言えよう。他方、今後、乳製品や林産物等を始めとするEUが輸出競争力を有する農林水産品の輸入増加と国内産品との競合は不可避であろう。政府においては、国内農林水産業の持続可能性を確保するための支援のみならず、EUへの日本産農林水産品の輸出促進に向けた取組を継続的に実施していくことが求められる。

また、EUは日本の貿易総額の11.3%を占める主要な貿易相手地域である。本協定の署名により、日本のFTA比率（貿易総額に占めるFTA/EPA発効・署名済みの国との貿易額の割合）は40.3%から51.6%に拡大した。これにより、安倍政権が成長戦略において掲げてきた「FTA比率70%を目指す」との目標<sup>86</sup>の達成に大きく寄与することとなったが、FTA発効済みの国に限った場合、その比率は約36.5%（本協定発効前は約25.2%）と約4割にとどまり、主要国・地域と比較しても低い水準にある（例えば、米国は39.0%、韓国は68.2%）。今後、貿易総額に占める割合の高い中国（21.7%）や韓国（5.9%）を含むRCEP交渉の成否や米国（15.1%）との貿易交渉の行方が注目される。

（かみたにだ すぐる）

<sup>82</sup> 第197回国会衆議院本会議録第7号（平30.11.20）

<sup>83</sup> 『ジェトロビジネス短信』（平30.9.6）

<sup>84</sup> 『読売新聞』（平30.7.8）

<sup>85</sup> 第197回国会参議院予算委員会会議録第3号13頁（平30.11.26）

<sup>86</sup> 例えば、平成30年度は「未来投資戦略2018」（2018年6月15日閣議決定）に当該目標が掲げられている。